

スマイル由良エールクーポン使用可能店舗募集要領

1 スマイル由良エールクーポン事業の概要

- (1) 名称 スマイル由良エールクーポン（以下、「クーポン」という）
- (2) 事業主体 由良町
- (3) 発行総額（予定） 5,400万円（クーポン）
- (4) 交付対象者 基準日（令和4年7月1日）において由良町の住民基本台帳に記録されている者
- (5) 交付額面 1人当たり券面額10,000円（500円券×20枚）
- (6) 使用期間 令和4年8月1日（月）から令和4年11月30日（水）
- (7) 交付方法 郵送等

2 使用可能店舗の定義

使用可能店舗とは、「1 スマイル由良エールクーポン事業」においてクーポンが利用できる由良町内の店舗のことをいう。同事業者は由良町内に本店を有する中小企業基本法に定める中小事業者の法人又は個人事業者であり、期間内に「スマイル由良エールクーポン使用可能店舗申込書兼誓約書」（以下「申込書」という）を提出し認められた事業者（「スマイル由良エールクーポン事業実施要綱」第2条第1項第5号の特定事業者）のこと。ただし、移動販売車においては、販売元となる店舗が町内にある事業者又は販売元となる店舗が町内にない場合、主に町内を拠点として営業している事業者については本事業使用可能店舗として登録できるものとする。

3 使用可能店舗の要件

(1) 使用可能店舗の登録要件

事業者（店舗）のうち、次のア～エに該当しない店舗

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行っている店舗
- イ 特定の宗教・政治団体と関わりがある、又は業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗
- ウ 下記「5 クーポンの使用対象にならないもの」に記載のある取引のみを行う、又は商品のみを取り扱う事業者の店舗
- エ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同上第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗

4 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 一度使用可能店舗として登録されると、脱退はできません。
- (2) セール等では使用できないなど、独自の利用制限は禁止します。
- (3) クーポンは購入対象者への物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (4) クーポンを消費せずに現金化することや、使用されたクーポンを再び利用することはできません。
- (5) クーポン額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さないようにしてください。
- (6) 使用期間を過ぎたクーポンは受け取らないでください。

5 クーポンの利用対象にならないもの

- (1) 出資又は債務の支払い（税金、振込手数料、電気、水道料金等）
- (2) 有価証券、クーポン、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (5) 転売目的による商品等の購入
- (6) 事業上の取引（商品の仕入れ等）
- (7) 娯楽業（パチンコホール、ゲームセンター、麻雀店、その他遊技場等）への支払い
- (8) 家賃・地代・駐車料等への支払い
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) 性風俗関連特殊営業への支払い

6 使用可能店舗の責務等

- (1) 使用可能店舗であることが利用者に明確となるようポスター等を掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだクーポンを受け取る際、問題がないか十分確認してください。偽造されたクーポンと判別できる際は、クーポンの受け取りを拒否するとともに、その事実を由良町役場産業振興課まで報告してください。
- (3) クーポンを受け取った時は、他店での再使用を防止するため、裏面の所定欄に店舗名を記入することとし、すでに店舗名に記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 各使用可能店舗において、使用期間中の商品の販売、サービスの提供等の取引にあたり、顧客から受け取ったクーポンのみ換金可能です。
- (5) クーポンの交換やクーポンを事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
- (6) 利用者から受け取ったクーポンの紛失や盗難、毀損、換金期限切れ等による損失は使用可能店舗の責とします。

7 申請手続きについて

(1) 申請方法

この募集要領を同意の上、申込書に必要事項を記入し、下記の受付場所まで持参又は郵送してください。

複数の店舗を申し込む場合は店舗毎の申請が必要です。申込書の様式は下記の申込受付場所又は町ホームページから入手していただけます。

(2) 申込受付場所

由良町役場 産業振興課（9時～17時 土日祝除く）

(3) 申請方法・期間

方法：持参又は郵送による。

○第1回締め切り：令和4年6月27日（月）17時まで

（郵送の場合 令和4年6月24日（金）の消印有効）

※クーポン発送時にクーポン使用可能店舗一覧としてお知らせの封入を行い、町ホームページにおいても広報します。

○第2回締め切り：令和4年9月30日（金）17時まで

（郵送の場合 令和4年9月28日（水）の消印有効）

※町ホームページにおいて、随時広報します。

(4) 申請後について

申込のあった店舗については、申込書の内容を精査の上、使用可能店舗として登録し登録証明書を送付します。登録不可である場合はその旨を通知します。

(5) その他

申込書の記載内容について疑義があるときは、聞き取り調査および関係資料の提出を求める場合があります。

8 換金について

(1) 換金申請受付期間・時間

令和4年8月1日（月）～ **令和4年12月7日（水）**

9時～17時 土日祝除く

※最終期限を過ぎての換金には応じられません。ご注意ください。

(2) 換金方法・振込等

○由良町役場産業振興課までクーポンとともに換金請求書等の必要書類を持参してください（郵送不可）。換金申請書は由良町役場産業振興課又は町ホームページから入手してください。

○振り込み回数

月3回を予定しています。

9 使用可能店舗の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合は、換金を停止するとともに使用可能店舗の承認を取り消し、町ホームページで事業者名および店舗名を公表します。なお、当該使用可能店舗のクーポンを使用した取引に係る全額を当該使用可能店舗が負担するものとします。また、違反によりその他損害が発生した際は、その額も負担していただきます。

【お問い合わせ先】

由良町役場 産業振興課

(スマイル由良エールクーポン事業係)

649-1111

和歌山県日高郡由良町大字里1220番地の1

電話：0738-65-3852 (直通)

<受付> 8:30~17:00 (土日祝を除く)